

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 3 2 号)

平成 1 6 年 1 0 月 2 2 日

横情審答申第332号

平成16年10月22日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成16年2月23日建中指第228号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成15年3月25日に建築局中部建築事務所杉山所長、秋元審査課長及び伊藤審査係長が私宅に出張してきて、本件の現地調査及び写真撮影の後、私に対する質問、私の回答及び杉山所長への質問などを記載した内部の調査検討書の文書の写」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成15年3月25日に建築局中部建築事務所杉山所長、秋元審査課長及び伊藤審査係長が私宅に出張してきて、本件の現地調査及び写真撮影の後、私に対する質問、私の回答及び杉山所長への質問などを記載した内部の調査検討書の文書の写」の個人情報为非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が提訴した平成11年（ワ）第 号損害賠償事件に関連して平成15年3月25日に建築局中部建築事務所杉山所長、秋元審査課長及び伊藤審査係長が私宅に出張してきて、本件の現地調査及び写真撮影の後、私に対する質問、私の回答及び杉山所長への質問などを記載した内部の調査検討書の文書の写」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年12月5日付で行った個人情報非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は存在しないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号）第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

平成15年3月25日に建築局中部建築事務所（以下「中部建築事務所」という。）が行った現地調査は、異議申立人（以下「申立人」という。）から平成15年3月11日付で中部建築事務所長あてに提出された質問文書に対する回答書を作成するに当たり、現地の状況把握及び質問内容等の確認のために実施した。

なお、申立人からの質問に対しては、調査結果に基づき、平成15年6月17日付で申立人あて文書にて回答しており、特段調査検討書なる行政文書は作成していない。

4 申立人の非開示決定に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件個人情報の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

(1) 平成15年3月25日に中部建築事務所杉山所長、秋元建築審査課長及び伊藤審査係

長が申立人宅隣の2棟の違反建築物の現地調査のために申立人宅に来訪した。この時に、申立人は、所長から質問を受け、口頭で回答したが、その後、確認のために文書で正式に回答した。

所長は、申立人宅の玄関で申立人に質問を行い、申立人宅の土地と申立人宅隣の建物の土地の土地境界について質問を行った直後、土地境界の写真を撮影していることから非開示決定の理由根拠は、虚偽理由であることが明白である。

- (2) 本件と関連して平成15年12月5日建中指第167号開示決定通知書に基づき審査係長作成の個人メモが公文書の開示としてすり替えられているが、このような審査係長個人のメモが存在するのであれば、中部建築事務所として申立人宅隣の2棟の違反建築物及び申立人に所有権移転した土地付建物に関連した質問を所長が行った結果の内部文書及び現地調査の検討結果文書が存在することが明白である。
- (3) 所長は申立人に申立人宅とその隣の建物の土地境界について質問を行い、その上、土地境界の写真を撮影しておきながら、申立人が請求した「現地調査の目的で撮影した写真の写の請求」に対して、土地境界の写真を故意に開示していない。この行為は、明らかに出張目的、出張理由を隠蔽するための何物でもない。
- (4) 所長は、申立人宅隣の2棟のうちの南側の1棟の土地と申立人の土地境界が建築基準法第43条に規定される接道義務と関係があるために、申立人に現地で事実確認のために詳細に質問したり、写真撮影をしていることから、調査結果及び調査検討などを記載した文書が存在するはずである。
- (5) 仮に、所長が本件の調査の目的、理由などを記載した文書の作成を命じていないのであれば、故意による不作為の違法行為と言わざるを得ない。この所長の行為は、違反建築物の行政措置を故意に行わないために事実を隠蔽するための悪質な違法行為である。

審査係長作成の申立人宅訪問メモをあたかも中部建築事務所の公文書であるがごとくに情報開示を行うなど公私混同も甚だしい違法行為と言わざるを得ない。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

平成15年3月25日に中部建築事務所の所長、建築審査課長及び審査係長が申立人宅を訪問し、現地調査及び写真撮影を行った際の申立人との質疑応答などを記録した情報を本件個人情報として申立人は請求しているものと認められる。

(2) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、平成15年3月25日の現地調査（以下「本件現地調査」という。）は申立人から提出された質問に対する回答を作成するに当たり、現地の状況把握及び質問内容等の確認のために実施したもので、特段、調査検討書は作成していないと主張している。

イ そこで、当審査会では、本件個人情報の不存在について調査するため、平成16年9月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 調査出張をする際には、出張命令簿に出張用件、出張先、交通手段等を記載し、決裁を取っている。出張命令簿には、出張用件を記載すれば、調査の目的や理由を記載する必要はない。

(イ) 本件現地調査は、平成15年3月11日付で申立人から提出された質問文書に対する回答書を作成するに当たり、現地の状況把握、質問内容等の確認のために行ったものであり、この質問に対しては、調査結果に基づき、平成15年6月17日に回答している。このため、調査検討書は作成していない。

ウ 以上の実施機関の説明を受け、当審査会では次のとおり検討を行った。

現地調査を行った場合の復命書の作成について実施機関に対し確認したところ、違反が認められた場合は違反報告書を作成するが、違反が認められなかった場合は口頭で復命を行っており、報告書は作成していないとのことであった。横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されており、建築事務所では現地調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」であると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められない。

エ また、本件現地調査の目的が平成15年3月11日付の申立人からの質問に対する回答書を作成するに当たり、現地の状況把握及び質問内容等の確認のために実施したものであると実施機関が主張していることから、当審査会では、申立人からの質問に対する回答を作成するに当たっての決裁文書を見分したが、そこには現地調査時の質問や回答の内容の記載は存在しなかった。

オ 本件現地調査の記録としては、審査係長が作成した申立人宅訪問メモが存在している。そこには訪問趣旨、結論等が記録されているが、申立人との質問や回答の内容は記載されていなかった。申立人はこのような訪問メモが存在するのであ

れば本件申立文書が存在することが明白であると主張するが、申立人宅訪問メモには本件現地調査に関して他に文書が存在していることを推認させるような記述はなく、申立人宅訪問メモの存在が本件申立文書の存在を示しているとは認められない。

カ 更に、申立人は、中部建築事務所長が調査検討書の作成を命じていないのであれば、不作為の違法行為であり、事実を隠蔽するための悪質な違法行為であると主張するが、現地調査実施時に調査検討書の作成を義務付ける規定が存在しないことから、本件現地調査の調査検討書を作成していないことが、違法行為に当たるとは認められない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年2月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・諮問の報告 ・部会で審議する旨決定
平成16年3月30日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議
平成16年9月3日 (第44回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成16年10月1日 (第46回第一部会)	・審議